



薩摩川内市立幼稚園で

「土曜日の一時預かり保育」を始めます

【対象者】

○ 市立幼稚園に在籍する満3歳以上の幼児

【実施日・実施時間】

名 称	所 在 地	連 絡 先	実 施 日 等
* 亀山幼稚園	五代町 635 番地	0996-22-6232	・ 開園日 午前7時～午前9時 午後2時～午後6時 ・ 長期休業期間 / 土曜日 午前7時～午後6時 ※その他、園長の判断で実施 できない日もあります。
* 東郷幼稚園	東郷町斧淵 4773 番地 2	0996-42-1547	
* こしき幼稚園	上甕町中甕 253 番地	09969-2-1110	
* かのこ幼稚園	下甕町青瀬 382 番地	09969-6-2767	

※ 日曜日の一時預かり保育は実施しておりません。

【一時預かり料】

区 分	時 間	料 金 (円)
開 園 日	7:00～9:00	200 円
	14:00～18:00	400 円
長期休業日	7:00～9:00	200 円
	9:00～18:00	400 円

○ 緊急・一時的なご利用の場合・・・①

・一時預かり料は後日「納付書払い」です。教育委員会で納付書を作成し幼稚園を通じてお渡しします。

○ 次の方は申請により預かり料が「無料」になります・・・②

・両親が月12日以上かつ、月48時間以上の就労をしている方。
・別表のような「保育の必要性」の認められる方。 [うら面へ](#)

★「保育を必要とする事由を確認するための書類」と「認定の有効期間」

対象者 ◆ 父 ◆ 母 ◆ 同居している内縁の妻・夫

保育を必要とする事由	必要書類	認定期間
月48時間以上就労する（月12日以上就労する場合に限る）	・就労証明書	証明書で届出た就労が続いている期間
母親が <u>出産の前後</u> である	・母子手帳写しまたは分娩予定証明書	出産月の前3か月（出産月を含む）から、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病にかかる、負傷している、または精神・身体に障害を負っている	・医師の診断書または意見書（療養期間記載） ・障害者手帳などの写し	完治等により事由が解消するまで
同居の親族（長期入院等を含む）を常時介護・看護している	・医師の診断書または意見書 ・状況説明書（介護内容）	介護・看護を継続している間
震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっている	・り災証明または状況説明書	災害復旧に従事している間
継続的に <u>求職活動</u> や <u>起業準備</u> を行っている	【雇用保険に加入していた場合】 ・離職票 【雇用保険に加入していなかった場合】 ・退職証明書（退職日の明記されたもの）またはハローワークの求職活動証明 ・求職活動・起業準備状況申請書兼誓約書	効力発生日（認定日）から90日目を迎える月の末日まで
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に <u>在学中</u>	・在学証明書 ・カリキュラム	卒業（修了）予定日を迎える月の末日まで
育児休業を取得している（ <u>出産前の勤務先に、出産後再雇用される</u> ことが決まっている場合も含む） ※現在、保育施設利用中で引き続き利用する場合のみ	・就労証明書（復職予定日のわかるもの）	出生日から起算して12か月後の前日まで

★ 一時預かりを利用するためには申請が必要です。

1. 一時預かり事業利用申請書 【②の申請を含む全員】

◆ 認定を希望する子どもごとに申請してください。

2. 子育てのための施設等利用給付認定申請書 兼 児童台帳 [保育を必要とする方]

◆ 申請事由に応じて必要書類を添付してください。

◆ 内容をよくご確認のうえ、父母それぞれ署名してください。

 ご利用相談や申込みについては各市立幼稚園へお問い合わせください。